

佐賀県告示第五十九号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成二十四年三月十三日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	開設者	撤回年月日
伊万里市民病院	伊万里市二里町大里 乙一二七一番地	伊万里・有田地区 医療福祉組合管理 者	平成二十四年二月二九日
有田共立病院	西松浦郡有田町立部 乙二四八五番地三	伊万里・有田地区 医療福祉組合管理 者	平成二十四年二月二九日